

情報掲示板

日時 場所 対象 定員 文字の見方	費用 必要なもの 申込方法 問合せ先
-------------------------------	-----------------------------

市政情報総合案内コールセンター

京都いつでもコール

受付時間 午前8時～午後9時(年中無休)
☎(075)661-3755、FAX (075)661-5855

電子メール (以下のホームページから)
パソコン <http://www.city.kyoto.jp/sogo/page/0000012821.html>
携帯電話 <http://www.city.kyoto.jp/koho/m/cc/>

申請・手続き

1月31日(木)は、市・府民税第4期分の納期限です。
○納期限を過ぎますと、延滞金がかかることがありますので、ご注意ください。
○市税の納付には、便利で確実な口座振替をご利用ください。
■課税内容 / 区市民税課市民税担当(☎592-3113)、納付相談 / 区納税課(☎592-3310)、口座振替 / 市納税推進課(☎213-5466)

2月と3月は市税の「滞納整理強化期間」です!

一市の発展を支えるあなたの市税—
2月、3月の2箇月間を市税の「滞納整理強化期間」として、昼間や平日に不在の方を対象に、夜間・休日の納税催告などを実施します。
また、納付に誠意がみられず、納付が進まない滞納者に対しては、法令上の規定に基づき徹底した財産(預貯金、給与、生命保険、不動産、動産等)の差押えを行います。更に、差し押さえた財産のうち公売可能なものについては、公売を実施し、滞納市税の徴収に努めます。

特別な事情があって市税の納付が困難な場合は、お早めにご相談ください。■区納税課(☎592-3310)

■京都市国民健康保険からのお知らせ
介護保険適用除外施設に入所(または退所)された時は、14日以内に届出が必要です。

京都市国民健康保険など医療保険に加入している40～64歳までの方は、介護保険第2号被保険者となります。介護保険第2号被保険者がおられる世帯の国民健康保険料は、医療分保険料、後期高齢者支援分保険料に介護分保険料を加えた金額となります。

しかし、介護保険適用除外施設に入所中の方は、介護保険の被保険者となりませんので、入所中は介護分保険料がかかりません。
京都市国民健康保険に加入中の40～64歳までの方が介護保険適用除外施設に入所または施設から退所された場合には、14日以内に必ず区保険年金課へお届けください。■区保険年金課資格担当(☎592-3105)

■後期高齢者医療制度、国民健康保険、介護保険からのお知らせ
一高額医療・高額介護合算療養費制度の受付を行っています—
この制度は7月31日現在で加入している医療保険を基準として、医療と介護の両方の制度を利用している場合に、それぞれの負担額を合算して、一年間(毎年8月から翌年7月まで)に掛かった負担額のうち、限度額を超えた額をお返しする制度です(該当の方には順次案内を送付します)。

手続きについては、7月31日に加入されていた医療保険・介護保険のそれぞれで行う必要がありますのでご注意ください。ただし、後期高齢者医療にご加入の方は保険年金課のみで受付できます。■京都市国保・後期高齢者医療加入者：区保険年金課保険給付・年金担当(☎592-3109) ■介護保険については：区福祉介護課介護保険担当(☎592-3290) 社会保険等にご加入の方は、ご加入先の医療保険で行ってください。

相談

■無料法律相談
■毎週水曜日(閉庁日を除く)13:15～15:15。■場区第2会議室。■定15名。■当日8:30から整理券配布。先着順。■区まちづくり推進担当(☎592-3088)

■無料行政相談
■2月14日(木)13:30～16:00。■場区第2会議室。■区まちづくり推進担当(☎592-3088)

■行政書士による市民入りごと無料相談
■2月19日(火)14:00～16:00。■場区第2会議室。■京都府行政書士会第6支部事務局(☎583-3230)

■司法書士による相続登記に関する無料法律相談
■2月1日(金)13:00～16:00。■場区大会議室。■不要。■消費生活総合センター(☎256-1110、FAX256-0801)

イベント・講座

■山科図書館(☎581-0503)
※開館時間/10:00～19:30(土・日・祝は～17:00)。休館日/火曜日(祝日の場合翌平日)と第2・4水曜日。図書館システム機器更新に伴う臨時休館/1月29日(火)～2月7日(木)。
おたのしみ会
■1月26日(土)11:00～。
・山科かるた
・おりがみと絵本の読み聞かせ
よんでよんで赤ちゃんの会
■2月18日(月)11:00～。
赤ちゃん絵本の読み聞かせ
テーマ図書の展示と貸し出し
2月 一般書「絵本」
えほん「どうぶつ」
絵の展示(幼児コーナー)
2・3月は東山幼稚園児の作品。

■移動図書館「こじか号」巡回(☎801-4196)
1月21日(月)
10:00～10:50 ■場西野山分譲集会所前
11:10～11:40 ■場山階南小
13:00～13:40 ■場陵ヶ岡小
1月23日(水)
10:00～10:40 ■場大塚小
11:00～11:40 ■場大宅小

■「マンドリンと葦(よし)笛 マチネーコンサート2013」

「日ヶ丘ギターマンドリンアンサンブル」による無料公演
■1月27日(日)14:00～16:00。■定550名。■費無料。■不要。■場・■場東部文化会館(柳辻西浦町1-8。☎502-1012)

■地域子育て相談事業
「アロハ～親子でフラダンス」
■1月30日(水)14:00～。■場アヴェ・マリア幼稚園(御陵中筋町3)■1歳半～未就園児。■費200円(おやつあり)。
■場上靴(あれば)、動きやすい服装。
■場アヴェ・マリア幼稚園(☎592-6404)

■食育セミナー「乾物クッキング」
■2月6日(水)10:00～12:30。■場区栄養室。■18歳以上の区民。■定24名。■費500円。■場エプロン、三角巾、手ふきタオル。■1月21日(月)から電話または窓口。先着順。■場区保健センター成人保健・医療担当(☎592-3477)

案内

■献血
■1月31日(木)10:00～11:30と12:30～16:00。■場グルメシティヒカリ屋駐車場。■場区保健センター管理担当(☎592-3474)

■募集
■山科青少年活動センター
(☎593-4911、FAX593-4916)

すべての人に温かいまちづくりに向けて話し合いませんか

平成24年度 山科区の地域福祉を考える集い

～居場所づくりと見守り活動から、地域の絆づくりと福祉のまちづくりへ～

- 日時 / 平成25年2月26日(火)午後1時30分～4時(開場午後1時)
- 場所 / 山科区役所2階 大会議室
- 内容 / 実践報告「居場所づくり」の取組について
活動交流 小グループに分かれて情報交換・交流
全体報告 参加者からの提案・質疑・意見交換
- 対象 / 興味関心のある方は、どなたでもご参加ください。
- 参加費 / 無料 ●定員 / 100名
- 申込方法 / 平成25年2月8日(金)までに、代表者名、参加人数、現在活動中の団体名または興味のある活動、連絡先を御記入のうえ、下記の問合せ先のいずれかへFAXしてください。
- 問合せ先 / 山科区社会福祉協議会(☎593-1294、FAX594-0294) 区支援課(☎592-3247、FAX594-2181)

山科老人福祉センター

平成25年度初心者レッスン受講生募集

- 受講期間 / 平成25年4月～平成26年3月の1年間
- 対象 / 市内在住の60歳以上(平成25年4月1日現在)の方
- 費用 / 無料(資料費などは自己負担)
- 申込期間 / 2月1日(金)～2月14日(木)
- 申込方法 / 本人が直接来所し、所定の申込用紙に記入のうえ、提出。
- その他 / 申込多数の場合は、2月16日(土)午前10時から公開抽選を行い、発表は午後1時からセンター内に掲示します。
- 問合せ先 / 山科老人福祉センター(☎501-1630)

教室名	実施日時	定員
書道	毎週木曜日 10:00～11:00	30名
健康ダンス	第1・3週水曜日 13:30～15:30	35名
絵手紙	第2・4週火曜日 10:00～12:00	20名
3B体操	第1・3週金曜日 9:30～10:30	30名

やましな中3勉強会サポーター急募!
いよいよ中学3年生が高校受験の時期を迎えます。中学生に勉強を教えてくれる方を募集しています。
■毎週金曜日および月曜日17:00～21:00。■費1回あたり交通費440円支給。■場当センター。■場大学生・大学院生。

■山科区社会福祉協議会
(☎593-1294、FAX594-0294)

知的ハンディのある人たちを支えるボランティア入門講座
身近に住んでおられる知的ハンディのある方たちのお手伝いをしてみませんか?知的ハンディについて理解するため、講義1回、体験2回、まとめ1回を行います。
■2月16日(土)14:00～16:30。体験:2月17日(日)～3月15日(金)の期間中の都合の良い2回。まとめと交流会3月16日(土)。■場山科総合福祉会館(西野大手先町2-1)。■場ボランティア活動に興味のある方。■定30名。■費無料(活動中の実費負担あり)。■2月15日(金)までに電話、FAX。

案内

■献血
■1月31日(木)10:00～11:30と12:30～16:00。■場グルメシティヒカリ屋駐車場。■場区保健センター管理担当(☎592-3474)

市・府民税、所得税の申告はお早めに

申告期間 2月18日(月)～3月15日(金)(土・日は除く)

■市・府民税の申告は区役所・支所へ
●対象 / 平成25年1月1日現在、市内在住で、24年中の所得金額が市・府民税の基礎控除額、配偶者控除額、扶養控除額の合計額を超える方。ただし、次の方は、通常、申告は不要です。
○平成24年分の所得税の確定申告をした方
○平成24年中の所得が給与だけで、勤務先から給与支払報告書が提出されている方
■所得税の確定申告は税務署へ
●対象
①事業所得や不動産所得等から算出される所得税額がある方
②給与所得金額以外の金額が20万円を超える方や、給与収入が2,000万円を超える方など
※所得税が戻る場合があります。給与所得者や公的年金等受給者で、①給与支払者や公的年金等支払者へ届け出をされている以外に、社会保険料、生命保険料等の所得控除がある方、②多額の医療費を支払った方、③住宅ローンの融資

平成25年度 市・府民税の主な変更点

■生命保険料控除の改正
平成24年1月1日以降に契約された保険契約については、現行の「一般生命」「個人年金」の他に、「介護医療」が新設され、各保険料控除の適用限度額が2.8万円となります。
また、平成23年12月31日までに契約された保険契約は、現行の生命保険料控除(「一般生命」「個人年金」の各保険料控除の適用限度額が3.5万円)が適用されます。
なお、「一般生命」「個人年金」「介護医療」の各保険料控除を合わせた合計適用限度額は現行どおり7万円のままでです。
■認定低炭素住宅に係る住宅借入金等特別税額控除の特例の新設
高い省エネ性能を有する住宅の普及を促進するため、住宅ローンを利用して認定低炭素住宅を新築又は購入し居住の用に供した場合、

※その他、65歳以上で、一定の所得がある方の一部(65歳以上の方の約1割)に適用していた減免(税額の2分の1を減額)を廃止しています。平成25年度は、経過措置として、4分の1が減額されます。
※現在、65歳以上の方の約7割は市民税が課税されていませんが、その場合は、負担はありません。詳しくは、下記へお問い合わせください。

●問合せ先 / 区市民税課市民税担当(☎592-3113)、東山税務署(☎561-1131)

を受けて住宅を取得した方は、税務署へ所得税の確定申告書を提出すると、源泉徴収された税金が還付されます。
なお、給与所得者の還付申告や公的年金収入のみの簡易な確定申告書については、上記申告期間に、区市民税課市民税担当でも受け付けます。
■公的年金等を受給されている方で
公的年金等の収入金額(2箇分以上ある場合は、その合計額)が400万円以下かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が、20万円以下に該当する場合は、所得税の確定申告(提出・納税)が不要です。(平成23年改正)
(注)上記の要件に該当する場合であっても、
○所得税の還付を受けられる方は、確定申告書の提出が必要です。
○所得税の申告が不要でも、市・府民税の申告が必要となる場合があります。
(詳しくはお住まいの区役所にお尋ねください。)

確定申告のご相談はお近くの納税相談会場へ

所得税の確定申告の期間は、3月15日(金)までです。税務署のほか、次の会場で申告の相談なども行っていますので、ぜひご利用ください。
●問合せ先 / 東山税務署(☎561-1131)、東山納税協会(☎561-2098)
なお、税務署へお電話の際は、電話番号をダイヤルした後に、音声案内に従ってはじめて「2」を選択してください。東山税務署では、土・日・祝日は相談を行っていません。

名称	開設期間	開設時間	場所
広域申告センター 四条烏丸会場	2月24日(日) 3月3日(日) (両日曜日に限り開設)	午前9時 ～午後5時	池坊短期大学美心館 地階アッセンブリホール ・地下鉄四条駅・阪急烏丸駅 地下通路26番出口徒歩2分 ・バス四条烏丸バス停前
	注:同会場は、上記2日間以外は開催していませんので、ご注意ください。		
サラリーマンや年金受給者の方のための還付申告会場	2月6日(水) ～8日(金)	午前10時 ～正午 午後1時 ～午後4時	東部文化会館第1・2会議室
	2月13日(水) ～15日(金)		区2階大会議室
税理士による地区相談会場	2月21日(木) ～22日(金)	午後1時 ～3月1日(金)	東部文化会館第1・2会議室
	2月26日(火)		ラクトスポーツプラザ (6階コミュニティルーム)

※相談受付の締め切り時間は、午後3時30分ですが、混雑の状況により早めに受付を終了させていただく場合があります。
※各申告会場へお越しになる際には、電車・バス等の公共交通機関をご利用ください。

東山税務署からのお知らせ

○平成26年1月から記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます。
＜変更前＞現行の記帳・帳簿等の保存制度の対象者は、白色申告の方のうち前々年分あるいは前年分の事業所得等の金額の合計額が300万円を超える方です。
＜変更後＞事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行うすべての方です。問い合わせは各税務署へ ●問合せ先 / 東山税務署(☎561-1131)

放火による火災を防ぐために

市内において放火による火災は、常に火災原因の上位を占めています。
では、なぜ放火による火災が多いのでしょうか。それは、放火されやすい環境を知らず知らずの間に作り出してしまっていることが一番の原因です。今回は、市民のみなさんの安全な生活を守るために、放火による火災を防ぐ取り組みをお伝えします。

①家の周りには燃えやすいものを置かないようにしましょう。
ごみや新聞、段ボール等を収集日の前日から、家の前に置いていて、放火されたという事案が多く発生していることから、できるだけ燃えやすいものは外に置かないようにし、ごみ等は、収集日に出すようにしましょう。

②夜間、建物の周囲や駐車場は、照明を点灯して明るくしましょう。
放火による火災は、夜の11時ごろから早朝にかけて、人目に付きにくい死角となる場所で多く発生していることから、玄関や駐車場には人に反応して点灯するセンサーライトや照明を設置して死角をできるだけ作らないようにしましょう。

③空き家、物置にはカギをかけましょう。
人の出入りが少ない空き家や物置は放火犯に非常に狙われやすいので、しっかりと施錠して、管理するようにしましょう。

④車やバイクのボディカバーは、燃えにくいものを使いましょう。
駐車場に駐車していた乗用車のボディカバーに火をつけられる事案も多く発生していることから、防災表示がついた防災製品を使いましょう。

⑤地域ぐるみで放火防止に取り組みましょう。
各家庭での対策も放火を防ぐ有効な手段ですが、町内で夜間パトロールを実施する等、地域ぐるみでの取り組みは放火による火災を防ぐために、非常に効果的です。放火されない環境を作るだけでなく、放火させない環境をみなさんと作りましょう。 ●問合せ先 / 山科消防署(☎592-9755)

